

特定非営利活動法人 クオリティライフ 御中

埼玉県県民生活部 N P O 活動推進課長

市民への説明の要請について

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対して平成 2 0 年 1 月 2 3 日付東創セ第 4 6 7 号により、及び貴法人全役員に対して平成 2 0 年 3 月 1 4 日付東創セ第 5 4 2 号により、事業報告書等の提出について督促しましたが、未提出であるため、平成 2 1 年 5 月 2 0 日付 N P O 第 9 7 号により、さいたま地方裁判所越谷支部ほかに過料事件通知を行いました。

つきましては、別添の埼玉県における「NPO法の運用方針」に基づき、下記により、市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、埼玉県まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

記

1 説明していただきたい内容

- (1) 事業報告書の提出されていない理由
- (2) 今後の提出の予定

2 市民への説明要請

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあります。

- ・ 貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・ 貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において説明会を実施する。

（その際、実施の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えられます。）

(2) 説明の期限

平成 2 1 年 1 0 月 1 3 日（火）

(3) 埼玉県への書面報告提出期限

平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日（金）必着

3 問合せ及び報告書提出先

埼玉県県民生活部 N P O 活動推進課 認証・相談担当

〒 3 3 0 - 9 3 0 1 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号

電話番号 0 4 8 - 8 3 0 - 2 8 1 8

ファクス番号 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 5 1